入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年12月９日
国立大学法人　北海道大学総長　山口　佳三
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

○第１号

１　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北海道大学「農学部第二農場」及び「農学部植物園・博物館」改修工事
⑶　工事場所
①　第二農場　札幌市北区北18条西７丁目
②　植物園・博物館　札幌市中央区北３条西９丁目
⑷　工事概要
①　第二農場　産室・追込所及び耕馬舎、木造２階建　延べ面積953.8㎡　外８棟　計2437.04㎡
②　植物園・博物館　博物館本館、木造２階建　延べ面積378.309㎡　外５棟　計571.22㎡
⑸　工期　平成26年３月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約88.8㎥　鉄骨　約16.5ｔ
⑺　本工事は、工事計画について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
⑻　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人北海道大学総長から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人北海道大学競争参加者心得第２の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（平成25・26年度文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,175点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、975点）以上であること。
⑷　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した以下の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
①　単体又は共同企業体の代表者　延べ面積200㎡以上（改修工事においては、改修延べ面積200㎡以上）の文化財保護法に定める建造物、地方公共団体が指定した文化財（建造物）、社寺・教会の建造物又は漆喰塗りを含む木造在来工法による建造物の新営又は改修工事を施工した実績。
②　共同企業体の代表者以外の構成員　延べ面積150㎡以上（改修工事においては、改修延べ面積150㎡以上）の文化財保護法に定める建造物、地方公共団体が指定した文化財（建造物）、社寺・教会の建造物又は漆喰塗りを含む木造在来工法による建造物の新営又は改修工事を施工した実績。
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷①に掲げる新営又は改修工事の施工の経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。
④　共同企業体の代表者以外の構成員についても、①から③までを満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⑾　文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
⑿　１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⒀　本学と係争中の者、本学と係争中の者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第３項及び第４項」に規定する親会社、子会社、子会社とみなされる他の会社等及び本学と係争中の者と同一の親会社をもつ会社でないこと。
⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⒂　共同企業体として申請した場合、その構成員は、単体又は他の共同企業体の構成員として重複申請することはできない。
３　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
・入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
・評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
①　「標準点」を100点、「加算点」は最高30点とする。
②　「加算点」の算出方法は、下記⑶の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる加算点の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする。
①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
・性能等
②　工事全般の施工計画
・施工上配慮すべき事項等の技術的所見